

公立大学法人下関市立大学の中期目標期間の業務実績評価（中期目標期間評価）実施要領

平成25年3月11日決定
下関市公立大学法人評価委員会決定

1. 趣旨

地方独立行政法人法第30条の規定に基づく公立大学法人下関市立大学（以下「法人」という。）に係る中期目標期間の業務実績の評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「下関市公立大学法人評価委員会が実施する評価の基本的考え方」（平成20年2月22日下関市公立大学法人評価委員会決定）を踏まえ、以下に示した評価方針及び評価方法等により実施する。

2. 評価の基本方針

中期目標期間評価は、次の基本方針により行うものとする。

- (1) 中期目標期間評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 中期目標期間評価は、中期目標の達成状況に基づいた評価を行い、次期中期目標に向けての法人の組織及び業務全般のあり方等についての検討に資するものとなるよう留意する。
- (3) 教育研究に関しては、地方独立行政法人法第79条の規定に基づき、認証評価機関の評価を踏まえて評価する。

3. 中期目標期間評価の実施方法

中期目標期間評価は、各年度の業務実績の評価結果を踏まえ、法人が自己点検・評価に基づいて作成する業務実績報告書に基づき、「項目別評価」及び「全体評価」により実施する。業務実績報告書の様式は別に定める。

なお、教育研究に関しては、認証評価機関の評価結果を踏まえるものとする。

4. 法人の自己点検・評価

- (1) 業務実績報告書を記載するにあたっての留意事項

法人は、次の事項に留意し、中期計画の記載項目（以下「小項目」という。）ごとに、業務の実施状況等について業務実績報告書に記載する。

ア 業務実績報告書の記載にあたっては、できる限り客観的な情報・データを用いて具体的に記載するよう留意する。

イ 記載に当たっての注意事項は次のとおりである。

- ① 中期計画に数値目標を設定している場合は、中期目標期間の経過年度に係る実績値を記載し、実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び今後の見通しを併せて記載する。
- ② 数値目標を設定していない場合は、中期目標期間の経過年度における取組みの実績を記載し、その実績が中期計画で定めた目標に達していない場合は、その理由及び今後の見通しを併せて記載する。

ウ 必要に応じて、資料を添付する。

(2) 項目別評価

ア 中期計画項目別評価

法人は、小項目ごとに中期計画の実施状況を次の4段階で自己評価するとともに、その判断理由を記載する。

Ⅳ	「中期計画を上回って実施している」
Ⅲ	「中期計画を概ね順調に実施している」
Ⅱ	「中期計画を十分に実施できていない」
Ⅰ	「中期計画を実施していない」

イ 中期目標項目別の状況（特記事項）

中期計画項目別評価の結果を踏まえ、中期目標に掲げた次の5つの項目（以下「大項目」という。）ごとに、法人の取り組みを社会に積極的にアピールすることや法人全体の改善・充実を図る観点から、特記すべき事項を記述式により記載する。

- ① 大学の教育研究等の質の向上
- ② 業務運営の改善及び効率化
- ③ 財務内容の改善
- ④ 自己点検・評価・改善及び当該事情に係る情報の提供
- ⑤ その他の業務運営に関する重要事項

(3) 全体的な状況

項目別評価を踏まえ、中期目標の達成状況を総括するため、当該中期目標期間における法人の業務運営全体についての特徴的な事項、長所、問題点等の要点を記述式により記載する。

5. 評価委員会による検証、評価

(1) 検証

評価委員会は、業務実績報告書や法人関係者からのヒアリング等に基づき、法人による小項目ごとの自己評価の妥当性などを総合的に検証する。また、必要に応じて、調査・分析に必要な資料の提出を法人に求めるものとする。

(2) 項目別評価

ア 中期計画項目別評価

上記(1)の検証結果を踏まえ、小項目ごとの実施状況について、上記4.(2)アのⅠ～Ⅳの4段階で評価を行う。法人による小項目ごとの自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その評価結果及び理由等を示す。

また、その他、評価委員会において検討した結果、必要がある場合にはコメントを付す。

イ 中期目標項目別評価

法人の自己評価に対する検証結果や特記事項等を踏まえ、大項目ごとに中期目標の達成状況を次の5段階で評価する。

また、特筆すべき点や遅れている点について大項目ごとにコメントを付す。

S	中期目標の達成状況が非常に優れている。 (評価委員会が特に認める場合)
A	中期目標の達成状況が良好である。 (中期計画の実施状況がすべてⅣ又はⅢ)
B	中期目標の達成状況がおおむね良好である。 (中期計画の実施状況のⅣ又はⅢの割合が9割以上)
C	中期目標の達成状況が不十分である。 (中期計画の実施状況のⅣ又はⅢの割合が9割未満)
D	中期目標の達成のためには重大な改善事項がある。 (評価委員会が特に認める場合)

(3) 全体評価

全体評価は、項目別評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況全体を総合的に評価する。評価は、業務の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、記述式で評価する。

6. 中期目標期間評価のスケジュール

- 6月末日まで ・法人は業務実績報告書を評価委員会に提出
- 7～9月 ・評価委員会による業務実績報告書の検証・分析
・評価委員会による評価案の決定
・評価案に対する法人の意見申立ての機会の付与
・評価結果の決定
・評価結果の法人への通知及び市長への報告

7. その他

本実施要領については、必要に応じ、評価委員会に諮ったうえで見直すものとする。